

産業廃棄物収集運搬処理業務委託・特別管理産業廃棄物収集運搬処理業務委託 仕様書

1 廃棄物の種類および概算数量

医療業務に伴い排出された産業廃棄物と特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）のうち、医療活動に伴う廃棄物とする鋭利な注射針、メス、ガラス製品等とする。
排出される廃棄物の概算数量は、別表のとおりとする。

2 業務範囲

(1) 施設内の指定された場所に保管されている廃棄物を積み込みし、指定した処分先に運搬すること。収集運搬は、週1日とする。

(2) 責任範囲

ア 廃棄物集積所に集められた廃棄物は、受託者の責任に於いて積み込み等を行うこと。積み込み後、集積所の清潔保持に努めること。

イ 事故防止に万全を期し、万一事故が発生したときは、委託者に通報するとともに、迅速かつ適切な措置を講じ、事故の拡大防止に努めること。

3 収集運搬

(1) 収集した廃棄物の運搬業務では、廃棄物が飛散し流出しないようにすること。

(2) 収集又は運搬に伴う、悪臭、騒音により生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じること。

4 処分先

収集した特別管理産業廃棄物は、委託者が指定した秋田市内の中間処理業者（焼却）に運搬し処分すること。

5 搬出の安全作業

構内からの廃棄物の収集運搬にあたっては、十分な注意を払い、かつ安全を確保し、作業を実施しなければならない。特に積み込み時にゴーグル、マスク、手袋等を着用するなど細心の注意を払うこと。

6 報告

廃棄物の収集運搬の結果を、書面により毎月報告するものとする。

7 業務機材

業務に必要とする機材は、受託者負担とする。

8 個人情報の保護

この契約による業務を処理することにあたり、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を尊重しなければならない。

9 この仕様書に記載のない事柄について疑義が生じた場合は、お互い協議して決定する。

別表

廃棄物種類	規格	年間の予定数量
非感染性医療廃棄物収集運搬処理費	45L 専用袋	3000 袋
感染性医療廃棄物収集運搬処理費（容器代は除く）	3.5L 針ボックス	430 箱
感染性医療廃棄物収集運搬処理費（容器代は除く）	6L プラスチック専用容器	180 箱
感染性医療廃棄物収集運搬処理費	20L プラスチック専用容器	500 箱
感染性医療廃棄物収集運搬処理費	20L ダンボール専用容器	1800 箱
感染性医療廃棄物収集運搬処理費	40L ダンボール専用容器	2600 箱